



冤罪・布川国賠ニュース

第3号 2013. 2. 25

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

103号法廷を支援者で埋め尽くそう!!

3月21日（木）午後2時！

～いよいよ布川国賠 第1回口頭弁論

櫻井昌司さんが意見陳述!!～

3月21日 行動予定

11:00～

裁判所要請

12:00～

裁判所前直伝

14:00～

裁判傍聴（1階103号法廷）

15:30～

記者会見・報告集会（虎ノ門天徳ビル4階）

（銀座線「虎ノ門」徒歩2分 tel. 3518-6612）

櫻井昌司さん・谷萩弁護団長が意見陳述、弁護団が訴状概要説明、是非ご支援を！

3月21日（木）午後2時から東京地裁103号法廷で、布川国賠の第1回裁判が行われます。櫻井さんと谷萩陽一弁護団長が意見陳述し、パワーポイントを使って、弁護団が訴状の概要を明らかにします。支援する会は、裁判所要請・裁判所前宣伝を行い、終了後記者会見を兼ねた報告集会を行います。100名が収容できる103号法廷を支援者で埋め尽くそうではありませんか。

●布川国賠「事務所開き」が行われました

1月30日、高田馬場の櫻井司法研究所で、布川国賠を支援する会の事務所開きが行われ、北は山形県、南は広島県まで、櫻井さん本人も入れて31名の支援者、弁護士が集まりました。手作りの料理とおいしいお酒を飲みながら、午後3時過ぎから8時半まで5時間にわたって参加者全員が櫻井さん・布川国賠への関わりや思いを語り、必ず国賠裁判に勝利し、証拠の開示を実現させようと誓い合いました。

午後6時過ぎには再審えん罪事件全国連絡会瑞慶覧淳事務局長や、袴田巖さんの再審を求める会福田勇人共同代表が、午後7時過ぎには新倉修代表委員や井浦謙二弁護団事務局長、松江頼篤弁護士もおいでになり、布川国賠の意義と勝利への展望を力強く語り、参加者を激励。櫻井さんも「勝利したらえん罪事件支援のためにお金を使いたい」「えん罪事件全体の支援のために証拠開示法を必ず実現したい」と決意を述べ、参加者は拍手で応えました。（中澤宏）

布川事件国家賠償請求訴訟の意義

豊崎七絵（九州大学准教授・
布川国賠を支援する会代表委員）

代表委員になることを受けた理由

櫻井さんが、国家賠償請求訴訟を提起する意志を持っていることは、以前から知っていた。櫻井さんがその意志を固め、支援の方々や弁護団の方々と共同して、当会を立ち上げ、訴訟を提起するに至る迄にも、既に多くのご苦労があったと思う。もっとも櫻井さんによる国家賠償請求訴訟の提起は、私にとって腹にストンと落ちるもので、自然な流れであるようにすら思われた。幾つかの理由がある。検察や警察に対する櫻井さんの強い憤りと責任追及の意志は、誤判救済という再審の枠組みでは、収まりきれない。再審無罪判決確定後も、検察や警察は何ら反省も謝罪もしない。櫻井さんは、再審請求人であった時から、自身の救済に止まらず、他の冤罪被害者とも連帯して冤罪の救済に向けて精力的に活動し、また冤罪の原因や責任の所在を広く社会に訴えているところ、国家賠償請求も、その運動の発展形態と位置付けられよう。そうであるから、櫻井さんから当会の代表委員について打診があったとき、唯一心配であったのは私自身の事情（子育て故の制約）であった。そうした事情もお含みいただきながら、当会に関与させていただくことになった次第である。

布川国賠の重要性

もっとも従来、国家賠償請求訴訟の提起はむしろ少数で、さらに勝訴は至難であった。そのような従来状況を前提に、再審には積極的・肯定的でも、国賠には消極的・悲観的な向きが今なお存在する。しかし布川事件国家賠償請求訴訟は、かかる状況を変えることができるので

はないか。さしあたり三つの理由を挙げておきたい。

第一に、訴状において的確に指摘されている通り、第二次再審

請求審で開示された証拠ならびに旧証拠は、違法な捜査、違法な公判請求、違法な公判活動を裏付ける証拠になるということである。これらは、国家賠償法上の違法性の基準や挙証責任をクリアする力を持っているはずである。なるほど、これらを評価する裁判所の問題は残る。しかし再審開始決定や再審無罪判決が捜査や公判の過程での問題点を指摘すると同時に、請求人・被告人に不利益な証拠評価（灰色無罪）を些かとも行っていなかったことは、本件国家賠償請求訴訟においても裁判所の良心的な姿勢を期待しうる要素になる。

第二に、布川事件においては、それが刑事事件であったときから、ご本人、支援の方々、そして弁護団の方々が共に多くの試練を乗り越えることによって、揺るぎない連帯の基盤がつけられてきた。そしてその連帯の輪は、櫻井さんの精力的な活動をはじめとする各位の努力によって、他の冤罪事件へも広がってきている。これらの営為は、本件国家賠償請求を、決して孤立的・閉鎖的な法廷闘争にはさせないということである。

そして第三に、このように連帯が拡大していることの成果ともいえるが、冤罪に対する一般の人々の関心も大変高くなり、またそれによって、警察・検察も胡座をかくことができない状況が生じつつある。法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会の設置も、その一つの現れである。このような社会的状況は、本件国家賠償請求訴訟に対する社会的関心を一層高め、裁判所も襟を正さざるを得ない方向で作用するということである。



もっとも、警察・検察による巻き返しの動きが起こっていることにも注意しなければならない。例えば上述の法制審議会が1月に出した「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」では、取調べの可視化を取調官の裁量に委ねるとの案が平然と残されている。これは、布川事件

の教訓にまさしく逆行するもので、決して許されない。日本の刑事司法改革が冤罪を防止し、被疑者・被告人の権利保障に適う方向で行われるようにするためにも、布川事件国家賠償請求訴訟の重要性はますます大きくなっている。



国賠の闘いが目指すもの 櫻井昌司

このところ、冤罪事件に明るい話題が多い。日野町事件では、犯人が捨てた金庫の投棄場所に案内したとされる写真が、実は往路ではなくて帰路に撮った写真を往路と偽っていることが判り、北陵クリニック事件では、被害者の血液は鑑定で全量消費したと言っていたのに、弁護団が有罪を認定した鑑定の科学的な過ちを指摘する鑑定書を提出すると、「血液は冷凍保存してあり、それを鑑定して弁護団の指摘した科学変化も記録されている。だから新証拠にはならない」と言い始めました。袴田事件では、ここでも証拠写真のネガにカットの細工があるのが判ったそうで、袴田事件は証拠改ざんと捏造の山が築かれようとしています。あっちでもこっちでも警察による証拠改ざんと捏造行為が暴かれ始めていますが、もちろん検察は、これらを必死で覆い隠そうと足掻いています。

このような状況になった今、布川事件の国賠裁判が始まるのは、ますます意義深い闘いになると思います。先日、検察官志願と言う女子高生が布川事件のことなどを聞きに事務所に来ましたが、同行した先生も含めて、検察が支配する日本の法社会の異常を驚いていました。知らないだけなのです、社会の人は。

この社会に真実と正義に反する検察の実態を知らせ、検察に不正を行わせない法律を作ることが、私の闘いの使命だと思っています。皆さん、布川

国賠裁判に勝利して証拠開示法を実現すれば、もっと多くの冤罪に苦しむ仲間を救い出せます。今、隠された証拠物が出されて、次々と真実が明らかになりつつある、この流れを見れば明白です。私も頑張りますので、宜しくお願いします。

筑波山で新春の集い

2月2～3日



3日朝、講演する谷萩弁護団長

2月2、3日、筑波山江戸屋で「布川国賠を支援する会」の新春の集いが開かれました。この集いには、東京・茨城を中心に29名が参加、第一日目は夕食交流会で全員が発言し、二日目は、谷萩陽一弁護団長による「布川国賠の意義と展望」についての講演と質疑、これからの闘いについての討論が行われました。これらを通じて参加者は布川国賠勝利に向けて力を合わせようと決意を新たにしました。

筑波山は布川事件の再審・無罪を確定させた2011年、「布川事件守る会」が新春の集いを開いたゆかりの聖地。和気藹々の交流・学習で、それぞれの参加者は新たなエネルギーを得たことでしょう。(中澤宏)

◆ 5月、国連拷問禁止委員会がジュネーブで開かれます。

～持っている証拠を隠して、真実を隠し、自らの責任を回避しようとする検察・警察の姿勢を世界に問う～

国賠訴訟では、検察警察の責任を問うためには、存在する証拠を開示させることがきわめて重要です。布川事件では、確定審で無罪につながる証拠を隠され、自白を強要され、有罪となりました。その後の再審請求審・再審公判でも、検察が開示した証拠は全体のごく一部です。検察・警察は再審無罪の後も2人を犯人と言い続けています。また裁判所についても誤判の原因がどこにあるのか何らの検証もなされていません。世界の常識に訴えるため、櫻井さん中澤事務局長が参加する予定です。また、委員に訴えるため、「ショージとタカオ」の上映も企画検討されています。

ぜひ、ご注目・ご参加下さい。

◆ 500名の会員をめざして!!

知人・友人に「布川国賠を支援する会」への参加を呼びかけましょう。

- ・年会費 1000円 (年度ごと)
- ・郵便振替
口座番号 00170-8-485425
口座名 布川国賠を支援する会
- ・三井住友銀行 高田馬場支店 (普通預金)
口座番号 4711084
口座名 布川国賠を支援する会

会員数299名(2月23日現在)

東京	茨城	神奈川	千葉	埼玉	栃木	群馬	山梨	福島	宮城	秋田	山形	新潟	愛知	石川	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	広島	岡山	鹿児島	福岡	大分	北海道
104	58	23	36	16	2	1	1	1	2	2	2	3	3	2	4	9	2	1	1	2	2	4	6	2	10

◆ 櫻井ショージさんのトークとライブ

(入場無料)

とき 4月28日(日) 午後2時開会

ところ 市川市文化会館ローズルーム

連絡先 日本国民救援会市川支部 (担当/武田)

市川市鬼高 2-6-2 明乳争議団内

Tel.090-8106-7778 Fax.047-332-5698

日程経過

2013年1月30日(水) 15:00~19:00

「事務所開き」

18:00~レセプション

1月31日(木) 18:00~20:00

再審連続シンポジウム「冤罪はこうしてつくられる part2~問われる裁判所の責任」: 弁護士会館クレオ

2月2~3日(土・日)

「弁護団&支援する会合同新年会」

場所: 筑波山江戸屋

20日(水) 11:00~

第1回進行協議

当面の行動予定

2月25日(月) ニュース発送・事務局会議

3月10日(日) 14:00~

袴田事件宣伝(銀座マリオン前)

3月21日(木) 第1回裁判所要請、第1回裁判、報告集会

5月8日(水) 第2回進行協議

5月17~22日(金~水)

国連拷問禁止委員会への要請

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-26-12 高田馬場ビル 505号室

Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

E-mail kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤 宏